

23—01 P U D T

法定代理人

1. 法定代理人とは、代理権が直接法律規定によって与えられる代理人をいう。

2. 法定代理人の種類(注)

(1) 親族、身分によって法律上当然なるとき

ア 親権者(民§818)

イ 法定後見人(民§840)

(2) 裁判所が選任するとき

ア 不在者の財産管理人(民§25、§26)

イ 選定後見人(民§841)

ウ 相続財産管理人(民§918、§943、§952)

エ 遺言執行者(民§1010、§1015)

(3) 一定の指定権者の指定によるとき

ア 指定後見人(民§839)

イ 指定遺言執行者(民§1006、§1015)

3. 法定代理権

(1) 発生、消滅

代理権の発生、消滅は、民法などの定めに従うのを原則とするが、その消滅は民事訴訟法(§36①)の例にならって相手方に通知するのが望ましい。

法定代理人が死亡し又は代理権を失ったときは手続は中断する(特§24、実§2の5②、意§68②、商§77②→民訴§124①三)。

なお、法定代理権の消滅理由としては、

ア 本人又は法定代理人の死亡、法定代理人の破産又は代理人が後見開始の審判を受けたとき(民§111①)。

イ 後見人の辞任、選任、解任（民 § 844、 § 845、 § 846）
などがある。

(2) 範囲

法定代理権の範囲は民法などにより決まる。

〔例〕 親権を行う者は、子の財産を管理し、また、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない（民 § 824）。

なお、法定代理人は、その責任をもって復代理人を選任することができる（→23—05）。

（改訂H27.2）